

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(平成24年3月30日付.保医発0330第8号.平成24年4月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

| 項目名 | 保険点数 | 区分 |
|-------------------------------|--------|------------------------------------|
| CCR4タンパク (フローサイトメリー法による場合) | 10000点 | 区分番号「D006-4」 遺伝学的検査 (血液学的検査) |

[通知文書より]

別添1第2章第3部第1節第1款D006-4(3)の次に次のように加える。

(4) CCR4タンパク(フローサイトメリー法による場合)

- ア 区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、「D006-4」遺伝学的検査に係る判断料のみを算定する。
- イ CCR4タンパク(フローサイトメリー法による場合)及びCCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**
本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1
☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

電子カルテはビー・エム・エル



| 項目名 | 保険点数 | 区分 |
|--------------|-------|-------------------------------------|
| ALK融合遺伝子標本作製 | 6520点 | 区分番号「N005」 HER2遺伝子標本作製 (病理診断) |

| 項目名 | 保険点数 | 区分 |
|-----------------------------------|--------|-------------------------------------|
| CCR4タンパク (免疫染色病理組織標本 による場合) | 10000点 | 区分番号「N005」 HER2遺伝子標本作製 (病理診断) |

◎検査方法が追加された検査項目

| 項目名 | 保険点数 | 区分 |
|------------------------|-------|-------------------------------------|
| HER2遺伝子標本作製 (CISH法) | 2700点 | 区分番号「N005」 HER2遺伝子標本作製 (病理診断) |

[通知文書より]

別添1第2章第13部第1節N005(1)中「FISH法又はSISH法」を「FISH法、SISH法又はCISH法」に改め、(2)の次に次のように加える。

(3) ALK融合遺伝子標本作製

- ア ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- イ 区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAの所定点数を併せて算定する。その際、「D006-4」の遺伝学的検査及び「D006-9」のWT1mRNAに係る判断料は算定せず、病理診断に係る費用のみを算定する。

(4) CCR4タンパク(免疫染色の病理組織標本による場合)

- ア 区分番号「D006-4」の遺伝学的検査及び「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」のHIVジェノタイプ薬物耐性の所定点数を併せて算定する。なお、判断料については、病理に係る判断料のみを算定する。
- イ CCR4タンパク(免疫染色病理組織標本による場合)及びCCR4タンパク(フローサイトメトリー法による場合)を同一の目的で行った場合には、原則としていずれか一方のみを算定する。ただし、必要があって併せて行った場合には、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載し、いずれの点数も算定できる。